

令和5年4月から主任（監理）技術者に求める資格について（お知らせ）

本市の総合評価落札方式においては、技術者の能力を評価する項目として、「主任（監理）技術者の資格」を設定していますが、令和5年4月より、本評価項目において設定する資格を以下のとおり改定することとしましたのでお知らせします。

1 発注者が指定する資格

発注者が指定する資格は、現在、表-2のとおり、工事の規模や内容に応じて設定しておりますが、新たに表-3に示す資格を設定することとします。

なお、求める資格をさらに追加する場合は、随時お知らせします。

表-2 令和5年3月以前まで指定する資格一覧

区分	工事種別	発注者が指定する資格
全般	コンクリートの打設量が多い工事	コンクリート主任技士
道路工事	橋梁・トンネル補修工事	コンクリート診断士
下水道工事	管更生工事	下水道管路更生管理技士
		下水道管路管理専門技士（修繕・改築部門）
	推進工事	下水道管きょ更生施工管理技士
	推進工事	推進工事技士

表-3 令和5年4月以降に指定する資格一覧

分類	工事内容	発注者が指定する資格
土木関係・建築関係	コンクリート構造物に関する工事	コンクリート主任技士 <u>コンクリート技士</u>
土木関係	コンクリート補修に関する工事	コンクリート診断士 <u>コンクリート構造診断士</u>
	鋼構造物に関する工事	<u>土木鋼構造診断士</u> <u>土木鋼構造診断士補</u>
	PC 構造物に関する工事	プレストレストコンクリート技士
	推進工法による管きょ工事（下水道）	推進工事技士

※ 太字は新たに追加する工事内容及び資格

2 適用時期

令和5年4月1日より入札公告を行う工事から適用します。